

## 議案第2号

### 令和3年度事業計画 決定の件

令和3年度事業計画(案)を次のとおり策定したので、その承認を求める。

#### 令和3年度事業計画の概要

##### 1. 基本方針

令和2年は、新型コロナウイルス感染症が日本社会を覆い、休業要請や外出自粛等府民の生活に大きな影響を及ぼした。当会の活動においても緊急事態宣言中は、相談会の中止・電話相談への変更、研修会の中止、事務局勤務の時短等の対応をせざるを得ない状況となった。この混乱は、現在も続いており、ワクチンの接種が完了するまで続くものと考えておく必要がある。

ただし、このような中でも令和2年4月には、債権法、配偶者居住権に関する民法・家事事件手続法の改正法、民事執行法の改正法が施行され、7月には法務局での自筆証書遺言の保管制度が開始された。そして、8月には使命規定の新設と法務大臣を懲戒権者とする等の改正司法書士法が施行された。11月には、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律のうち第3章、第4章に該当する部分である裁判所が選任する管理人による土地管理制度が始まった。

令和3年3月からは、改正会社法が段階的に施行される。監査役会設置会社における社外取締役の設置の義務付けや取締役に対する報酬の付与や費用の補償等に関する規程が変更となる。この改正(株主総会資料の電子提供制度、株式交付制度、新株予約券の登記事項についての規律の変更、会社支店所在地における登記の廃止)は、多くの登記事項に影響を及ぼす改正となる。また、印鑑提出を任意とする商業登記法の改正、法務局において債務者所有不動産の情報取得を可能とする民事執行法の改正法も施行された。さらに、商業登記所における法人の実質的支配者情報の把握促進に関する研究会による取りまとめが令和2年7月に行われており、令和3年度中に法務省令の改正により、制度の導入が行われる予定である。この制度の創設は、我々の執務にも影響が予想されるところであり、しっかり対応していかなければならない。

しかし、民事法分野の課題は依然として多く残されている。中でも所有者不明土地問題は、政府の最重要課題と位置づけられており、令和3年2月には、法制審議会において、民法・不動産登記法の要綱案の取りまとめが行われ、法務大臣に対し

答申がなされた。政府においては、令和3年度中の法案提出を目指すこととなる。この中には、相続登記の義務化、遺産分割に関する期間制限、所有者不明土地管理人等の新たな管理人制度の創設等、社会的に大きな影響を及ぼす改正が予定されている。もちろん、我々の執務にも大きな影響がある。

このほか、民事裁判手続のIT化、嫡出推定等に関する親子法制、動産・債権等を目的とする担保法制の見直しも進められているところである。これらの変化に、当会として適切に対応していかなければならない。

このような中で、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づき実施する長期相続登記等未了土地解消作業の相続人調査業務を一般社団法人京都公共嘱託登記司法書士協会が本年も継続して、入札により落札した。本業務を担うことは大変な労力と困難を伴うものであるが、社会的意義を踏まえ、引き続き本年度においても取り組んでいただきたく願うものである。司法書士は、所有者不明土地問題という大きな社会問題解決に向けてその専門性を遺憾なく発揮し、中心的役割を担っていかなければならない。相続人調査業務は、そのための取組と位置づけられるものである。併せて、一般社団法人京都公共嘱託登記司法書士協会の公益認定のための取組の支援を継続して行っていく。

その他、令和5年10月1日から適確請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されることに伴い、令和3年10月1日から適確請求書発行事業者の登録申請が始まる。多くの会員が登録事業者申請を行うことが予想されるため、制度の理解と司法書士執務への影響に対し、対応していく必要がある。

一方で、政府は、「デジタルガバメント実行計画」に基づき手続きのオンライン化や添付書類の省略をはじめとする行政サービス全体のデジタル化を進めている。脱ハンコや非対面取引の拡大が進んでいくこととなる。これらの変化に対して、会則・諸規則の見直し、司法書士執務基準の見直しを進めていく必要がある。併せて、マイナンバーカードを活用した取引等に対しては、日本司法書士会連合会が構築した日司連公的個人認証有効性確認システムを活用して、会員が執務を行えるようにしていかなければならない。

令和の時代は、高齢化が進み人口が減少していく時代である。そして、当会の会員数も今後は、徐々に減少していくことになる。さらには、全国の司法書士会員数も減少することとなる。このような中で事業執行を行うことになる。もちろん事業予算規模も徐々に減少する。そのような中で、従来通りの事業が可能なのか再度点検しておく必要がある。予算執行についても予算の効率化が求められる。総務省では、令和2年に自治体システムの標準化に向けた検討会が立ち上げられ、令和3年の国会で法案提出が予定されている。そして、自治体システムの標準化は2025年までに実施される予定である。司法書士会の事務局のシステム維持費は、会にとって高額な負担となっており、ブロック、全国の単位会で統一することで、負担の軽減に繋がり、災害時の相互補完機能を果たすこともできる。ただし、この取組は単位会単独では困難であるが、できることは何でもやるとの姿勢が必要である。

司法書士は、制度発足以来、登記の専門家として不動産登記、商業登記を担うとともに多重債務者の支援、成年後見人、不在者財産管理人、相続財産管理人、遺言執行者として、国民の権利を擁護してきた。我々司法書士は、その基盤にたって、新たに新設された使命規定の基に、今後成立する様々な制度に対しても国民の権利を擁護し、公正な社会の実現に向けその歩みをつづけなければならない。

以上を踏まえ、令和3年度においては、①国土基盤情報であり、国民の生活や経済活動の基盤である登記制度を担う法律家として、②IT社会に対応する法律専門家として、③地域における権利擁護活動を担う法律家として、④司法アクセス拡充を担う法律家としての取組を進めることを基本方針としたい。

## 2. 事業計画の骨子

基本方針に基づき、各部において、次の取組を実施する。

## 令和3年度事業計画に基づく具体的事例

### 【総務部】

会員に対し求められる職責の重要性を考え、会員の執務、品位保持に関する指導及び連絡を行う。

苦情案件は、早期に適切な処理を行う。

会員による不祥事により不測の事態が発生した場合、迅速にマスメディア等へ適切な対応を行う。

事務局が効率的な運営を行えるよう体制を整えていく。

1. 司法書士業務全般に対する綱紀案件について、迅速かつ適切に対応していく。
2. 苦情処理体制の迅速化、効率化を図る。事案によっては、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート京都支部と連携して行う。また紛議調停の制度を活用することを検討する。
3. 職務上等請求用紙の適正な使用に関する指導を行う。
4. 事務局の労働環境を把握し、事務効率化、事務処理の向上、事務局体制の見直し、テレワークの導入、新型コロナウイルス感染症対策等を検討して行う。
5. 会館の保守及び管理を行う。
6. 司法書士賠償責任保険の適正かつ迅速な運用を行う。
7. 令和4年新年賀詞交歓会の開催方法を検討して行う。
8. 令和3年度司法書士試験合格者ガイダンスを開催する。
9. 令和3年度四会交流会（広島会、長野県会、宮城県会）へ参加する。
10. 第71回京都自由業団体懇話会へ参加する。
11. 大規模災害時における緊急連絡体制の構築を検討する。
12. 京都地方法務局による司法書士法施行規則第41条の2の規定による調査（非司法書士調査）につき協力する。
13. 登録調査を行う。
14. 政府の進める脱ハンコ、電子文書化を踏まえ、会則、規則、規程等の見直しを検討する。
15. 総務部主事の事務分掌について検討する。
16. WEB会議の積極的な導入等、会議全般のあり方について検討する。
17. 常務理事会や理事会の会議資料に関するペーパーレス化について検討する。
18. 非対面取引の拡大を踏まえた会員執務のあり方について検討する。

### 【企画部】

#### 【事業計画総論】

企画部では様々な分野に対応する委員会の所管のほかに、関係諸機関からの要請によ

る当会会員の推薦、派遣を行うほか、Y o u T u b e やその他SNSを用いてのセミナーの開催などの活動を行っている。現在当会の委員会は今後の司法書士制度の広がりの可能性を試みるもの、実務能力のレベルの向上を図るもの、職業上で得た知識やスキルで社会貢献するためのものなど多種多様なものがあり、委員会活動が先鋭化し、ともすれば縦割り社会的になっているきらいもあるが、市民公開シンポジウム、セミナーなどイベント開催などを通じて直接府民の方々と接する機会において委員会間及び事業部間の相互理解を図っている。今後は委員会に所属していない会員が積極的に事業や委員会活動に関わってもらえるようZOOMなどを用いて各委員会の活性化を図り情報発信に力を入れていく。

また、京都司法書士会チャンネルを各支部でも利用して「法務局における遺言書の保管等に関する法律」(遺言書の保管法)などの新たなセミナーの方法を試みて府民の方々への周知と共に司法書士制度広報に努めていく。

## 【事業計画各論】

### 1. 財産管理業務推進

財産管理業務をより多くの会員が取り組めるよう研修会の開催や会員専用ホームページへの資料の掲示を積極的に進めていき、併せて理論的な検討も行っていく。民事信託については地元金融機関の民事信託サービスの開始により、今後受託者に対する融資も行われていくことが予測される。これにより京都では民事信託の事案の増加も予想され、会員が適切に業務を行えるよう情報発信を行っていき、法務局、公証人、弁護士、税理士、地元金融機関等と連携するため協議会も行う。また、対外的には市民向けに相続、遺言、遺産承継、民事信託その他の講座をY o u T u b e にアップシアプローチを行い、司法書士を活用していけるようにアピールしていく。

### 2. 所有者不明土地問題、空き家問題への対応

自治体での空き家問題の対策について積極的に関わられるよう働きかけを行うとともに、既に自治体の空き家関係対応部署で活動している会員との情報共有を図る。継続的事业となっている京都市空き家対策事業の押しかけ講座については、ZOOMを利用するなど講座の方法や内容を変更して対応していく。また、京都市の相談事業については問題解決までの行動する事業プランでは事案が複雑化しているため、引き続き協議していき、会員に対しては解決に向けてはより深い専門性を要求されるので、対応すべく研修会を開催していく。また、他の自治体や京都地方法務局とも連携を密にし、相談事業の事案処理を速やかに処理できるよう体制を整える。

### 3. 不動産登記分野への取組

所有者不明土地の解消に向け、相続登記の義務化・所有権放棄制度の整備・財産管理制度の見直し等の不動産登記関連法令の改正法が成立することにより、所有者不明土地等の問題の施策が整うこととなる。司法書士は土地所有に関して相続を含

む法的問題への対応の変化につき専門家として新制度に精通し対応していかないと  
いけない。京都地方法務局との協議会を定期的に行い、空き家所有者不明土地問題  
対策委員会とも連携し実務処理に関する事項等、必要な情報を会員に伝達するとと  
もに、不動産の相談が増加するよう働きかけていく。

#### 4. 会社法人登記分野・事業承継問題への取組

中小企業のおよきアドバイザーとなるには会社をめぐる社会経済状況の変化による  
改正会社法の理解は不可欠であり、これに伴う実務にも素早く対応していかないと  
いけない。今後は司法書士が会社法人登記の担い手であるだけでなく、中小企業の  
事業承継問題をはじめとする、抱えている悩みや問題に関与し解決していくことが  
求められていくであろう。また、今般の商業登記規則の改正によりマイナンバーカ  
ードがあれば、商業登記電子証明書不要でオンライン申請が可能となり、これによ  
り本人申請率・オンライン申請率は伸長していくことが予想されるが、商業登記の  
代理申請を業とする司法書士はこの事実に対してどのように対応していくのか、今  
までの既得権益に安閑としていられない状況にあることは明らかである。会社法人  
登記のみならず会社法務・事業承継問題にと幅広く会員が取り組んでいけるようZ  
OOMを利用したセミナーの開催や実践力をつけるための複数回の研修会の開催を  
実施する。また、法人の実質的支配者情報の証明書へ対応も含み法務局との定期的  
な協議会を継続し、会員に対する必要な情報を伝達する。

#### 5. YouTubeの活用、シンポジウム・セミナーの開催

各支部の協力のもと京都司法書士会チャンネルを利用して広く市府民に「法務局  
における遺言書の保管等に関する法律」(遺言書の保管法)の普及を図っていく。新  
型コロナウイルスの状況にもよるが、府民の方々ニーズの高い遺言、遺産承継、民  
事信託等を中心としたセミナー、シンポジウムの開催を既存の講演方式による実施  
を検討していく。

#### 6. 法教育事業・消費者問題対応

親子法教育講座についてはZOOMの活用も取り入れ今後は広範囲にわたり普及  
していく。また、講演形式との併用でハイブリッド的に行うことを検討し、毎年の  
事業として継続していく。なお、令和3年度も出前授業を継続し、18歳成人、ス  
マホ、SNSトラブル等時機にあった授業と啓発活動を継続し広い意味での司法書  
士の広報活動を行い、これに併せて出前授業の講師を担当する会員の増員を図っ  
ていく。

#### 7. 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート京都支部との連携

超高齢化社会が到来するなか、高齢者は消費者被害や相続・遺言等法的トラブル  
を抱えやすいが、今後は司法書士がさらに財産管理業務や民事信託に関する業務を  
発展していくには成年後見制度の理解と連携が不可欠となる。社会の高齢者に対す  
る法的サービスも年々変化していくであろうし、成年後見制度連絡委員会を定期的  
に開催し情報交換を行う。

#### 8. 労働問題への取組

新型コロナウイルスの感染拡大は、経済活動の停滞を通じて雇用・就業に多大な

影響を及し、また、新型コロナウイルスを理由して職場での労働トラブルが頻発している。こうした現状からも今年度は労働局その他の関係諸機関の協議会に参加して情報収集し連携を図る。また、各種広報活動を通じ、司法書士が労働問題に取り組んでいることの周知も併せて行っていく。また、予約制の労働関連専門相談は継続し、相談対応が出来る会員を増やすため、研修等を通じた会員のスキルアップ並びに労働問題に取り組む会員の増加を目指す。

#### 9. 裁判事務の受任推進事業

本人訴訟が極めて多い我が国においては司法書士が訴訟実務において本来の役割を果たしていかなければならないので、当会においては継続して会員のスキルの維持向上のため、簡裁代理業務の事例研修の開催等の研修を企画実施していく。なお、少額裁判費用援助規則及び訴訟アドバイザー制度は継続し、訴訟業務の費用面・知識経験面の支援を継続する。

また、裁判記録のペーパーレス化・遠隔地の当事者間の裁判コスト軽減等の民事裁判手続きのIT化への取組への検討を行い、簡裁代理関係業務と本人訴訟支援を担う専門家としての新制度に対応し会員に情報を発信していく。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、失業や収入・売上が大きく減少する等によって、既往債務の返済が困難となる等、法的整理の要件に該当する個人や個人事業主の増加が予想され、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に「新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則」として適応対象となったこと、加えて法テラスで令和3年4月1日から個人事業主の破産予納金の立替えについて、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置に関し、事業の継続が困難になったことを起因とする支払い不能状態に陥った場合、破産予納金の立替えが可能となったこと等に如実に現れている。今後、個人や事業者の債務整理問題に対して司法書士がどのように関わっていけるのかも重要な命題の一つと考える。

#### 10. 人権問題への取組

「人権」とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で生まれながらに持つ権利」である。

女性の人権問題は社会参加や就職の機会が奪われることや、パートナーからの暴力や職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、性犯罪等が考えられ、こどもの人権問題は「いじめ」が原因で自殺や殺傷事件等に至る場合がある。高齢者については一人一人が高齢者を大切に作る心を育て、理解に努めないといけない。また、障害のある人に対する国民の理解や配慮はいまだ十分とはいえず、その結果として障害のある人の自立と社会参加が阻まれている。

以上是人権尊重意識の希薄さがあるため人権問題が発生してくると考えられるのであり、人権はだれにとっても身近で大切なもの、つまり他人に対する思いやりや、いたわりといった心によって守られるものである。こういう意識をはぐくむためにも会員に対し人権意識の向上に資する研修会の開催、人権に関するシンポジウムや研修会に委員を派遣し当会の活動のための情報収集を行う。

## 1 1. 他団体の連携、協力事業

(1) 京都府、京都市主催の協議会への参加

(2) その他にも、例年同様①業務に関する重要問題についての関係諸団体との連絡協議会への参加及び当会会員の推薦、派遣、②他団体との連携の構築及び推進、③各種研修等への講師派遣等を通じた関係団体との連携を随時図っていききたい。

## 【研修部】

研修は、会員が司法書士としての社会的使命及び職責を全うするため、司法書士倫理の保持及びその業務遂行能力の向上を図ることを目的として実施する京都司法書士会の最重要事業であると言える。

会員個々においてはその日常業務は限られた範囲で行っているとしても、司法書士は、社会から求められる身近な暮らしの中の法律家として、依頼者や相談者が直面する様々な法的問題について、偏りなく積極的に関わり対応することが求められる。事案によっては、必ずしも自己で問題解決に至らずとも、解決に向けての道筋を示し、問題の整理を行い、依頼者や相談者に分かる形で説明する等の真摯な対応が必要と考える。そのために、司法書士が行いうる業務及びその周辺業務について幅広い実務的な知識、見識が必要となり、修養、研さんしていかなければならない。

令和元年6月6日には司法書士法が改正され、その第1条では、「司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与する」ことが使命とされた。その使命を果たすため、会員がこれまで以上に司法書士に課せられた責任を自覚し日々の業務に向き合っていくことができるよう、ますます充実した研修体制が求められる。

上記の趣旨から、令和3年度も、法改正、新制度、憲法、人権分野、社会問題及びその他一般教養に関する分野等、様々な業務分野に対応する充実した研修を企画していきたい。令和5年から導入されるインボイス制度や、防災対策への意識向上のための研修会等、日常業務に直接結びつかなくとも、司法書士として学んでいただきたいと考えられる分野や知識についての研修も積極的に実施していきたい。

司法書士の基幹業務と言える登記業務分野については、基礎的なものから専門性の高い分野又は具体的な項目別等、会員それぞれの要望に対応できる研修をバランスよく実施していきたい。

裁判手続分野に関しては、簡裁訴訟代理等関係業務の受託推進につながるよう、個々の事例から学べるような研修や、裁判業務に不慣れな会員を想定した基礎的な研修を実施していきたい。労働問題や物損交通事故分野にも司法書士の簡裁訴訟代理等関係業務の活躍の場を広げることを目的として、実践的な内容の研修を実施していきたい。家事分野の研修についても、実践的な内容の研修を実施していきたい。

成年後見業務は、専門職後見人のオピニオンリーダーとして、更に社会に貢献できる



よう、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート京都支部と連携し、主に共催による研修を積極的に実施していくとともに、リーガルサポートに加入していない会員を想定した基礎的な内容の研修も実施していきたい。

必修となっている倫理研修については、普段の自分自身の司法書士業務における執務姿勢のあり方を考えてもらうような研修を実施していきたい。

また、債権法及び相続法等の民事法改正については、その内容を熟知し、変化に柔軟に対応する必要があることから、引き続き複数回の研修を実施していきたい。さらに、所有者不明土地問題に端を発する民法及び不動産登記法の改正については、司法書士の執務に大きな変化を及ぼすものであることから、会員への情報提供の意味もかねて、適切な時期に十分な研修を積極的に実施していきたい。特に、遺言、法務局における自筆証書遺言書保管制度、遺言執行者の職務、不在者・相続財産管理人、その他法律の改正又は制定により規定された管理人制度についての研修をより充実させたい。

当会は、歴代の研修部の努力と会員の協力のおかげで、全国でもトップクラスの研修の受講環境（集合研修の回数、映像配信の環境）を持っていると思われる。会員の自己研さんと能力の維持向上のため、また、府民からの信頼を得るバロメーターとなるよう、さらに受講環境を向上させ、研修履修率を高めていきたい。そのためにも、北部・南部地域での映像音声同時中継による研修をできる限り実施していきたい。それと同時に、録画による映像配信による研修も充実させることで、遠隔地や業務時間の都合で生の研修を受講できない会員の研修受講機会の拡充を図りたい。

令和2年度は緊急事態宣言が2度も発令されたため、その間は集合研修を中止せざるを得なかった。令和3年度も新型コロナウイルス感染症が完全に収束する可能性は低いと考えられることから、令和2年度から導入した定員制等の集合研修における感染症対策を引き続き実施するとともに、通信研修（集合研修によらない研修）の充実も図っていきたい。研修の同時中継（北部・南部地域）については、研修部員の過度の負担にならない範囲で積極的に拡大を図りたい。当会の研修部の財産ともいえる映像配信（集合研修を録画し、後日会員専用ホームページにて配信する）を更に充実させるのはもちろん、時代の要請として、オンラインでの受講環境のさらなる推進策についても検討をしていきたい。例えば集合研修の同時配信（各会員が各々の事務所等で同時中継を受講する）等が考えられるが、技術的な問題とともに、研修実施者側の負担のバランス等も考慮して検討していきたい。なお、通信研修においてレポートなしで単位付与することについては、現状では個々の受講者の受講の確認が困難であることから、司法書士法により司法書士が国から独占業務を与えられているなかでの研修制度の重要性に鑑みて、安易な方式での単位付与はするべきではないと考えるので、慎重に検討していきたい。

支部研修については各支部の尽力のおかげで近年ますます充実してきているが、本会の研修との連携によりさらに充実した研修となるよう、研修情報カレンダーの利用等で情報交換を行い、今後も本会研修部と支部担当者との連携を更に図りたい。各委員会や業務研究会で実施する研修についても同様に連携していきたい。

#### 【研修部の具体的事業】

1. 単位制研修の実施
2. 単位制研修の北部及び南部地域における映像音声同時中継の実施
3. 単位制研修の映像配信の実施
4. 年次制研修の実施
5. 新人集合研修の実施
6. 配属研修の実施
7. 会員の研修受講環境に配慮した取組の実施
8. 五会合同研修の実施
9. 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート京都支部との共催研修の実施
10. 支部研修事業の支援
11. 委員会及び業務研究会で実施する研修会の支援
12. 映像配信等、オンラインでの受講環境の推進策の検討

### 【会員交流委員会】

「会員交流委員会」では、新入会員と既存会員との出会いのきっかけを作り、交流を深めてもらうことを目標に、研修等を企画・運営していきたい。「交流を深める」ためには楽しくやるのが大事であると思うので、なによりもまず委員自身が楽しくやれる企画を考えたい。具体的には、会員研修等の座学の研修とは異なる研修（日本司法書士会連合会の新入会員研修プログラムの教材を利用したグループディスカッション研修）や、日常業務に関する質問を持ち寄る座談会等を企画したい。実施にあたっては、テーマ、開催の時間帯、曜日等を変えるなどの工夫をし、研修単位の付与も行い、なるべく多くの新入会員に参加してもらうようにしたい。

実際に集合してのグループディスカッション研修の実施が難しい状況が続くと思われるので、令和2年度に実施して非常に好評であったWeb会議システム（ZOOM）を利用したグループディスカッション研修を中心に企画していきたいと考えている。「会員交流委員会」らしく、和やかな雰囲気、和気あいあいと活動していきたいと考えている。

### 【会員交流委員会の具体的事業】

1. グループディスカッションによる研修会の実施
2. 新入会員や北部会員、女性会員が事業執行に関わりやすくなるような方法の検討
3. 北部会員や他会の会員との交流企画の検討

### 【広報部】

司法書士の業務範囲は多岐に渡っており、市民の皆さまに困りごとが生じた際の相談窓口として最適であることを関係機関や市民の皆さまにPRしたい。

令和2年度において、新型コロナウイルスの感染拡大の中で、インターネットの存在感が高まり、インターネットの利用者が全年代で増加した。今後もインターネット等の

デジタル技術の活用が進むことが予想されるので、新聞媒体を中心とした既存の広報に加え、インターネットを利用した広報についても積極的に取り組んでいきたい。

1. 新聞による制度広報、イベント広報

- (1) 京都新聞
- (2) 府民だより
- (3) その他

毎日新聞・朝日新聞・読売新聞・両丹日日新聞等広告主として単純に広告を掲載していただくだけではなく、司法書士制度を広く発信できるように新聞社との連携をより深める。

2. ホームページによる広報

一般向けホームページについては、令和2年度に全面リニューアルを実施した。今年度においては下記のコンテンツをリリースし、より司法書士へのアクセスをしやすい環境を提供する。

- (1) 求人サイト
- (2) 相談会のインターネット予約
- (3) 会員紹介ページの充実

その他、相談会の相談票の電子化や業務報告書のWEB提出などデジタル化によって、会員や事務局の利便性を向上できるようなコンテンツについて検討したい。

3. 動画サイトを含むSNSを利用した広報

令和2年度にYouTubeにおいて京都司法書士会公式チャンネルを開設した。今年度においても引き続き良質な動画を制作し同チャンネルにおいて発信していきたい。

セミナーや相談会についてはツイッター等のSNSを利用して情報を拡散できるLP（ランディングページ）の活用を検討したい。

ツイッターについては災害時にも活用でき、LPを活用するためには不可欠なので早期の導入を図りたい。

4. ポスター・パンフレット・チラシの充実

ホームページやYouTubeの公式チャンネルなど当会のデジタルコンテンツと連動したものを制作する。キャラクターやロゴについても、単体で全面に押し出すのではなく、広報物の中で自然に活用できるようなものを作成する。

5. グッズの作成

イベント等で配布するために、日常的に愛用してもらえるようなグッズを作成する。

6. 会報の発行

年に1回を目標に発行する。現在において、会からの情報発信ツールとして、ホームページ、メール通信、YouTubeなどのコンテンツが存在するため、会報を通じて会員にどのような情報を発信するのか、今後の会報の在り方についても同時に検討を行いたい。

## 7. 自治体や法務局との連携

自治体とは、空き家協定や防災協定を締結するなど連携が深まっており、法務局とも相談会やイベントの開催を通じて協力することが増えていることから、広報面でもこれらの動きをバックアップできる体制を構築する。

## 8. その他

会員向けメール通信の発信。また、メール通信を利用して会員に京都司法書士会の活動を簡略に伝えていく。公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート京都支部や他の事業部との連携を図っていく。

## 【相談事業部】

当会では例年、市民の司法アクセスの拡充と司法書士の制度広報のため、数多くの相談事業を行っており、行政等からの相談員の派遣依頼や相談会の共催の要請等も多く寄せられている。

しかし、相談需要のバロメーターとなる会館での相談件数については、司法書士会館における常設相談の件数で見ると、平成30年度、令和元年度と減少が続いていたところ、令和2年度も若干の減少となった。ただ、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響があり、令和2年4月から5月及び同3年1月から3月にかけて電話相談のみでの対応となったことを考えると、その件数の減少幅は小さく抑えられたように思われる。今後においていずれは相談件数確保のための対策を検討する必要があると感じられる。

新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、上記司法書士会館での相談会のみならず、各地の委託相談や当会主催の相談会を中止とし、また、令和3年2月に予定していた相続遺言推進月間の相談会についても、緊急事態宣言中ということですべて中止となった。こういったところから、今後の相談会自体の在り方についても検討が必要であると考えさせられるところではあるが、あくまで面談での相談が基本ではないかと考えている。

令和2年度には、相続遺言相談センターを京都地方法務局と共催で開設し、京都地方法務局及び同宇治支局にて令和2年8月より実施している。また、宮津市にて委託相談会を新規に開催することとなった。令和3年度も令和2年度同様既存の相談会を継続して実施しつつも、相談需要とそれに見合った合理的な供給を考え、相談事業全体の見直しも図れればと考えているところである(なお、各相談会の日程及び件数は後記の表を、支部相談会での実績は各支部報告を参照)。

具体的には、下記のような事業を検討ないしは予定している。

第1に、商業法人登記に関する相談についてである。平成30年5月より京都地方法務局商業法人登記相談窓口において、京都地方法務局と当会の共催で相談会を実施しているところ、令和3年4月以降は相談日程を縮小しつつ、より司法書士による専門的な相談に対応するための体制をとるべく、令和3年3月に協定書を更新した。今後はより一層広報にも力を入れ、司法書士が商業法人登記をはじめとした会社法務に関する相談相手となることの周知を図り、会社法人登記に関し司法書士へのアクセスの拡充をより一層充実するべく相談会を継続実施していく予定である。

第2に、一定の分野に特化した相談会の実施である。現状成年後見、多重債務、労働分野等においては専門相談を実施しているところ、昨今は相続法の改正、長期相続登記未了問題等を原因とする所有者不明土地問題、法務局による遺言書の保管制度等相続に関連する分野について多くの改正や新制度の導入が既に実施され予定している。また、日本司法書士会連合会でも相続登記相談センター事業を開始しており、今後相続に関する分野は司法書士にとって重要なものとなることは明白である。当会では相続遺言相談センターを開設しているところ、同相談会の周知広報を充実させつつ、今後は現状の2局以外でも同様の相談会を実施することや、また、他の行政機関等とも連携して相続に関する相談を実施できないか等検討していきたい。

また、平成30年度に既に少額裁判事件に特化した相談会を実施する旨の理事会決議を行った（名称を「司法書士による身近な法律トラブル無料相談」とし、毎週土曜日に実施予定。）ところ、現状も残念ながら実施に至っていない。については、令和3年度には相談会を開始し、当該相談会を運営することで司法書士による裁判事件対応の周知広報を図ると共に、裁判事件の受任推進にもつながればと考えている。

第3に、相談需要が高いと見込まれる地域における相談体制の充実である。北部3市（京丹後市、福知山市及び舞鶴市）及び京丹波町において「みちしるべ」と題する相談会を実施しているところ、令和3年度も同相談会の周知をより一層図りつつ、京都府下の各地域における相談者の状況を勘案しながら、必要な地域に必要な相談会が実施できる体制を作っていくたい。

法テラスとの連携については、令和3年度も法テラスに関する研修を行うとともに、法テラス契約司法書士の増加を図っていくたい。法テラス指定相談場所については、上記の少額裁判事件に特化した相談会を指定相談場所として指定相談の充実を図り、また、その他の相談会についても更に検討を続けていきたい。

多重債務相談については多重債務解決支援プログラムの需要が一定数あり、相談窓口として今後も継続していきたい。

震災相談については震災から10年が経過したところであるが、今後も協力依頼のある限り対応していきたい。

相談会の開催が多くなり、各相談会での相談員確保の問題もあり、相談会ごとに要望があれば対応を行っていくたい。

最後に、相談会自体の在り方等については、予約をWEBで行うことができる形式にすることや、電話等面談以外の相談を円滑に行うための方策を検討ないし実施したい。

上記を受けて令和3年度において相談事業部が行う事業計画は下記のとおりである。

## 【相談事業部の具体的事業】

### 1. 当会が主催又は共催する法律相談事業

#### (1) 京都司法書士会館における法律相談事業

##### ① 登記・法律相談

祝日を除く毎週月曜日から金曜日の15:00～17:00

祝日を除く毎週土曜日の10:00～12:00

②多重債務者相談・消費者トラブル相談

祝日を除く毎週月・水・金曜日の15:00～17:00

祝日を除く毎週土曜日の10:00～12:00

③成年後見相談

祝日を除く毎週土曜日の10:00～12:00

(公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート京都支部との共催で実施)

④夜間の登記・多重債務・法律相談

祝日を除く毎週木曜日の19:00～21:00

⑤司法書士による身近な法律トラブル無料相談(実施予定)

祝日を除く毎週土曜日の10:00～12:00

⑥労働トラブル専門無料法律相談

祝日を除く毎週月曜日から金曜日(10:00～17:00)、木曜日(19:00～21:00)及び土曜日(10:00～12:00)

(2) 法務局における相談会(京都地方法務局との共催事業)

①商業法人登記に関する相談会(京都地方法務局にて実施)

毎週火曜日9:00～12:00及び13:00～16:00

②相続遺言相談センター(京都地方法務局及び同宇治支局にて実施)

京都地方法務局 毎週月曜日・水曜日・金曜日 14:00～16:00

同宇治支局 毎月第2・第4火曜日 15:00～17:00

(3) 京丹後市、福知山市、舞鶴市及び京丹波町における「みちしるべ」相談の実施

(4) 京都市内各区役所での相談及び支部の企画する法律相談(京都市と共催)各支部において区役所・商店街・大規模小売店舗等で行う相談会の実施

(5) ガレリア亀岡での相談会の実施

(6) 出張相談

(7) 法テラス指定相談場所としての相談事業(いずれも祝日を除く)

木曜日の19:00～21:00

土曜日の10:00～12:00

※法テラスの指定相談場所の件数増加に向けて、令和3年度も方策を検討していく。また、上記のとおり、少額裁判事件に特化した相談会を指定相談場所として指定相談の充実を図る予定である。

(9) 相続・遺言分野に関する相談体制の整備

法務局における遺言書の保管制度施行に合わせ、令和2年8月より相続遺言相談センターの相談会を上記のとおり実施しているところ、当該相談会の周知広報をより一層充実するとともに、実施地域の拡大や、他の行政機関等とも連携する等相続に関連する相談体制等の整備を検討実施していきたい。

2. 司法書士無料法律相談「相続・遺言推進月間」等の相談会の実施

市区町村における相談、各種団体との共催による相談等

令和2年度は緊急事態宣言発令の影響で中止したところ、令和3年度は継続して

実施予定である。

3. 市町村委託相談事業等について

京丹後市、舞鶴市、綾部市、福知山市、長岡京市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、宇治田原町、精華町、笠置町、和束町、南山城村及び宮津市において実施（綾部市、宇治市においては、別途多重債務相談も実施）。

4. 京都商工会議所での不動産登記・商業登記相談会の実施

司法書士が対応可能な相談内容の周知をはかり、相談件数の増加につなげたい。

5. 多重債務等解決支援プログラム

亀岡市、与謝野町、城陽市、福知山市、長岡京市、八幡市で継続して実施。

6. 生活困窮者法的解決支援プログラム

福知山市、南丹市社会福祉協議会で継続して実施。

7. 法テラス指定相談場所における相談の実施

8. 不動産なんでも無料相談

京都市、京都弁護士会、近畿税理士会京都府支部連合会、京都土地家屋調査士会、京都府不動産鑑定士協会及び当会の6団体共催して実施。

9. 行政なんでも困りごと相談所等への相談員の派遣

10. 亀岡空き家バンク事業における相談員の派遣

11. 近畿司法書士会連合会が主催する巡回法律相談への協力

12. 震災相談への対応

13. 少額裁判事件に特化した、常設の専門相談会の実施

14. その他相談会の開催及び相談員の派遣

15. 行政との防災協定の締結準備及び締結

締結先を順次拡大しつつ、協定を締結した自治体の連携事業も検討実施していきたい。

16. 相談員名簿登載者及び名簿登載希望者への相談員研修の実施

17. 各相談会での相談員確保の問題への対応

【自死対策・犯罪被害者支援委員会】

1. 自死対策関係

京都府、京都市、亀岡市及び綾部市と連携し、自死対策に取り組んでいる関係機関との連携を継続する。特に新型コロナウイルス感染症に起因して自殺者が増加し、各自治体で様々な対策が練られているため、その対策の一機関として協力していきたい。

また、会員個々がゲートキーパーとしての役割を果たせるよう研修会を開催する。

(1) 京都府との連携

京都府福祉援護課、京都府自殺ストップセンターと連携し、いのちのサポートチームの一員として、司法書士を相談員として派遣する。さらに、京都府自殺対策推進協議会に委員を派遣し、関係機関との連携、情報収集を図るとともに、京都府が実施する、こころの相談会に相談員を派遣するとともに各種啓発活動に協力し

ていく。また、自死遺族支援のための自死遺族サポーターとして、京都府の取組の支援を行う。

令和3年度においても、大学生等を対象とした「いのちのリレー講座」の講義について講座を担当し、若年者の自殺予防を図る。

(2) 京都市との連携

京都市こころの健康増進センターと連携し、京都市自殺総合対策連絡協議会に委員を派遣するとともに、京都市が実施するくらしとこころの総合相談会に定期的に相談員を派遣する。

(3) 亀岡市との連携

セーフコミュニティかめおか自殺対策委員会、生活困窮者自立支援ネットワーク会議に委員を派遣し、多重債務解決支援プログラムを通じた自死対策に取り組む。

(4) その他市町村との連携

自死対策の一環として、自治体との多重債務解決支援プログラム、生活困窮者法的解決支援プログラムの継続と、新たに連携できる自治体を増やせるよう広報を行う。

(5) 相談会、シンポジウムの企画・検討

3月1日の京のいのちの日に合わせて、毎年継続している「こころと暮らしの法律相談会」を連携機関とともに実施する。

(6) 研修会の実施

ゲートキーパーとして個々の会員が、支援の必要な人に手を差し伸べられるよう支援スキル向上のための研修会を実施する。

2. 犯罪被害者支援関係

DV・ストーカーなど女性に特化した相談、暴行等犯罪被害者からの相談、インターネットを悪用したサイバー犯罪の手口と対策等、司法書士が相談を通じ、犯罪被害者支援、犯罪被害防止の一端を担えていけるよう、継続して研修会や施設見学会を行う。

また、警察との連携等先行して取り組んでいる他会の情報収集を行い、被害者や遺族に貢献する方法も検討したい。犯罪被害者支援については、公益社団法人京都犯罪被害者支援センターの賛助会員として、シンポジウム等に積極的に参加し、情報収集を行うとともに、会員への啓発活動を行う。

(1) 犯罪被害者支援研修

- ① 犯罪被害者等の支援、サイバー犯罪に関する研修会
- ② 京都刑務所などの刑事施設見学

(2) 公益社団法人京都犯罪被害者支援センターの法人賛助会員継続

(3) その他

- ① 他会の犯罪被害者支援相談会の視察
- ② 法律案や条例案へのパブリックコメント作成
- ③ 公益社団法人京都犯罪被害者支援センターや京都市などが主催する京都犯罪



## 被害者支援フォーラムの後援

### 【調停センターの運営】

#### 1. 調停の実施

利用相談10件、調停申込8件を目標

#### 2. 運営委員会開催

##### (1) 調停センターの広報活動

①解決事例の紹介等、会員への案内

②地域包括、自治体、消費生活センター等の相談機関、中学、高校のPTAを対象にした研修会の案内

③会員向けメール通信の配信

④新聞広告、ネット広告の活用

##### (2) ODRに向けた規則、規定、マニュアルの検討

##### (3) 弁護士会との協議会（事案協議会を含む）

##### (4) 他のADR団体が主催する研修会、シンポジウムへの参加

#### 3. 手続実施者の養成及び手続実施名簿登載者研修

近司連の調停員研修を案内するとともに、他会主催の研修会で当会会員が参加可能なものを積極的に案内する。

調停センターの特徴、実績を紹介する研修会を開催する。

調停員研修希望者を募り、希望者を対象に日程調整を行い、集中研修を行う。